

くじ引き削減対応の経緯

H31.2

年度	入札制度の変遷	情報公開・公表件数	最低制限価格と落札額が同一のうちくじ引き件数	くじ引き対策の経緯
H21	(予定価格の公表方法の変更) 事前公表から事後公表に変更 (4月～) (最低制限価格の範囲の変更) 2/3～85%を70%～90%に変更 (5月～) (最低制限価格の算出基準の変更) 工種ごとに算出基準を設定 (3月～)	(情報公開請求H18.6月～) 金額(現年度分積算単価)入り設計書の情報公開開始 集計データなし	():総契約件数 【 】:くじ引き件数の割合 23 (263) 【8.7%】	
H22	(最低制限価格の設定対象案件の変更) 建設工事:1000万円以上 → 500万円以上 (8月～)	集計データなし	2 (227) 【0.9%】	
H23	(設計に関する疑義申立制度開始) 開札後に応札者に金額(現年度分積算単価)入り設計書を公表 (4月～9月※) ※ 積算単価の著作権侵害により情報公開請求受付中止	集計データなし	29 (179) 【16.2%】	(公表範囲の一部変更) 仮設材等の供用日数の非公表 (9月～)
H24	(情報公開請求受付再開(過年度分積算単価入り、現年度分積算単価なし) 10月～)	(10月～) 91	23 (191) 【12.0%】	
H25		253	16 (186) 【8.6%】	(公表範囲の一部変更) 交通誘導員(人数、配置)の非公表 (9月～)
H26		252	14 (196) 【7.1%】	全ての工事で交通誘導員義務付け 原則、A級工事 (H27.1月～)
H27		(情報公開範囲の拡大) 仮設工事や交通誘導員の計算書について、過年度のものは公開可 (4月～) 298	18 (137) 【13.1%】	
H28	(最低制限価格の改定) 算定式を国のモデル以上に改定(12月～)	439	19 (170) 【11.2%】	(くじ引き削減方法の検討) 交通誘導員配置の変動化(疑義申し立ての対象外とする) (7月～)
H29		450	40 (174) 【23.0%】	
H30		348	7 (167) 【4.2%】	くじ引き対策の強化

※ 2月14日から暫定措置として、①非公表の最低制限価格の算定式の公表、②入札公告時の設計図書について、非公表としてきた数量を県の積算基準に基づき公表した。